

上士幌町無料公衆無線LAN環境整備事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本町の観光業・商工業関連事業者が行う観光客の受入環境整備に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付し、本町における観光業・商工業振興及び本町の発展に寄与することを目的とする。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助の対象となる者は、町内に事業所を有する法人又は町内に住所を有する個人事業主（以下「事業者」という。）のうち、次に掲げる事業者とする。

- (1) 町内で飲食業を営業している事業者
- (2) 町内でホテル、旅館等宿泊可能な施設を営業している事業者
- (3) 町内でバス、ハイヤー、レンタカー業等を営業している事業者
- (4) 町内で観光振興事業に取り組む事業者
- (5) その他町長が必要と認める事業者

2 事業者は、町税等の滞納をしないこと。

3 補助対象者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、無料公衆無線LAN環境整備事業とする。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、事業者が行う観光客を受け入れのための無料公衆無線LAN環境整備に要する経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 屋内の無料公衆無線LAN環境整備事業は、補助経費の2分の1以内とする。ただし、その額が10万円を超える場合は10万円とする。
- (2) 屋外の無料公衆無線LAN環境整備事業は、補助経費の3分の2以内とする。ただし、その額が20万円を超える場合は20万円とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、上士幌町補助金等交付規則（昭和50年規則第7号。以下「規則」という。）第3条に規定する補助金等交付申請書（以下「申請書」という。）を町長に提出するものとする。

2 申請書には、次の書類を添付するものとする。

- (1) 事業内容がわかる見積書の写し等
- (2) 町税納入状況調査承諾書
- (3) その他町長が必要を認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条の申請書を受理した時は、その内容を審査し、適正と認めた場合は、予算の範囲内で補助金の交付を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、その決定の内容及び必要な条件を付して通知するものとする。

(補助事業の実績報告)

第8条 申請者は、補助事業が完了したときは、速やかに補助事業等実績報告書に関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 町長は、補助事業等実績報告書を受理したときは、当該資料の審査及び必要に応じて現地調査を実施し、補助事業に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 補助金は、補助金の額の確定後において交付するものとする。ただし、町長は、事業執行のため必要があると認めたときは、概算払いをすることができる。

2 補助事業者は、補助金の概算払いを受けようとするときは、補助金等概算払申請書を町長に提出しなければならない。

3 町長は、補助金等概算払申請書を受理したときは、その内容を審査し概算払いの必要があると認めたときは、当該概算払いの決定をし、通知するものとする。

(取得財産の管理及び処分等)

第11条 補助事業者は、補助事業により取得または効用の増加した資産及び設備並びに備品（以下「取得財産等」という。）について、補助事業が完了した後も適正に管理し、効率的な運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が完了した日から5年間は取得財産等の処分をしてはならない。ただし、町長が特に認めたときはこの限りでない。

3 町長は、補助事業者が取得財産等について、必要に応じて調査を行うことができるものとする。

(決定の取消し等)

第12条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又はその一部を取り消し、又は補助金を既に交付している場合は、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 対象事業を中止又は廃止したとき

(2) 補助金の交付決定内容及びこれに付した条件に違反したとき

(3) その他の不正の行為があったとき

(帳簿の整備)

第13条 補助事業者は、対象事業の経理を明確にするため当該事業に係る収支を記載し

た帳簿を設け、かつその証拠となる書類を整備し、補助金の交付を受けた日の属する年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、上士幌町補助金等交付規則（昭和50年規則第7号）に定めるところによる。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。